

## 廃重電機器のPCB含有判別から収集運搬まで トータルサポート!!

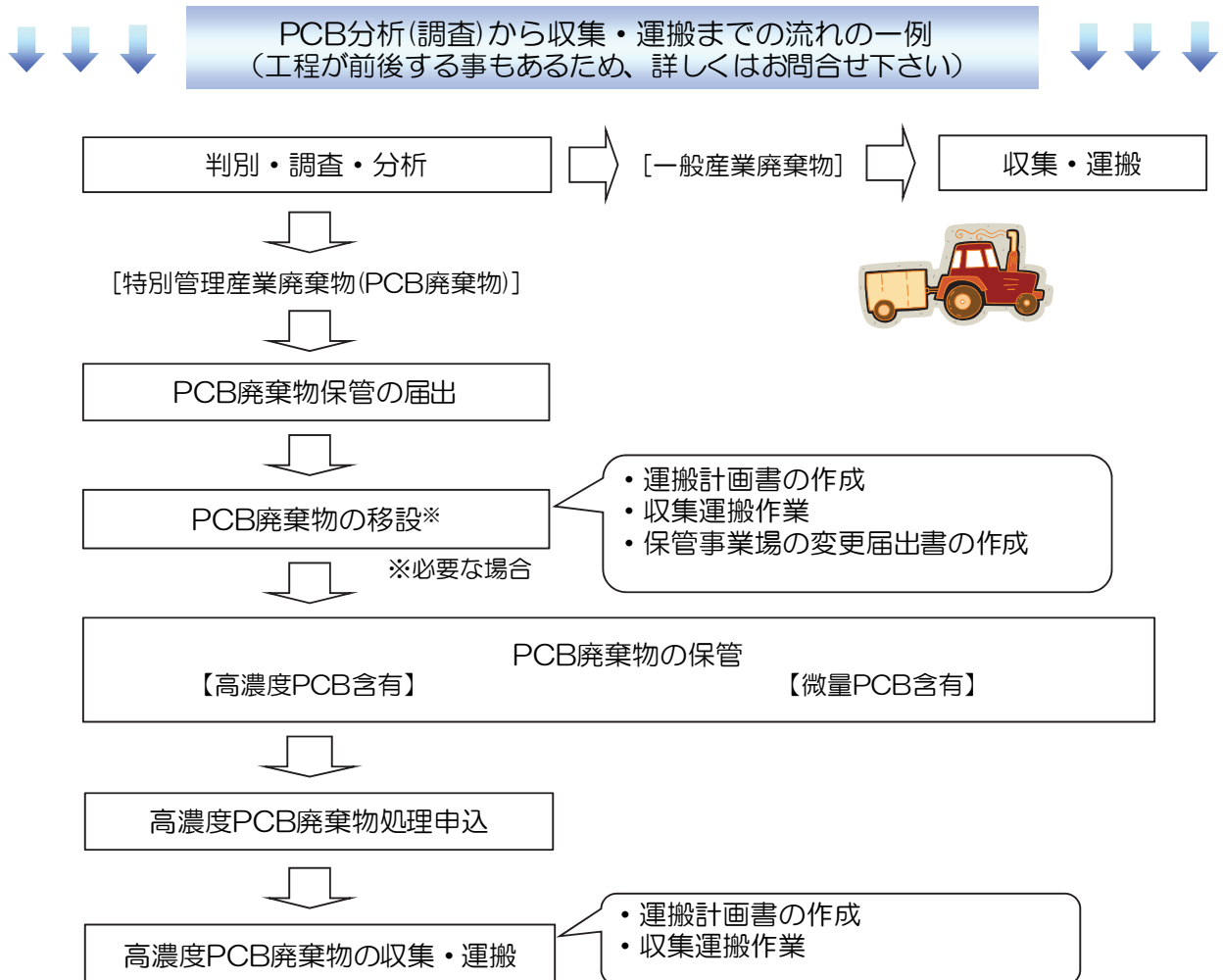
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下、PCB特措法)が、2001年7月15日施行され、PCB廃棄物保管事業者は2027年3月31日までにPCB廃棄物の処分が義務付けられています。事業者は廃重電機器について、PCB混入の可能性の有無を確認する必要があります。

しかし、PCB廃棄物の取扱いについてお困り事はありませんか？

- ・面倒だし、どうしていいかわからない!
- ・不明な点にすぐ相談にのって欲しい!
- ・やり取りに必要な手間を省きたい!



そこで当社では、収集、運搬をサポート、ご面倒な書類作成サポート、ご不明点を徹底サポートなど、PCB分析(調査)からPCB廃棄物の収集・運搬までをトータルサポート!!  
また、PCB保管基準に基づき、保管方法もご提案致します!



分析は分析のプロが、判別・収集・運搬は判別・収集・運搬のプロがサポートします。  
まずは当社 環境分析部 山田 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線276) にご相談下さい。

